

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 8 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 6 項中「前項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成 26 年川崎市条例第 47 号）第 9 条に規定する川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び同条例第 15 条に規定する川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬の額は、時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）10,000 円とすることができる。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 時間額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における職務に従事した時間数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権

者が定める日に支給する。

第5条第1項中「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。